

令和7年度 緊急小修繕業者の募集案内

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局施設管理課、保健看護学部事務室、薬学部事務室及び紀北分院事務室が発注する緊急小修繕（緊急に実施する必要がある施設及び設備等の修繕で予定価格が50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満のものをいう。以下同じ。）に係る修繕業者を募集します。

緊急小修繕は、緊急小修繕業者名簿に登録の上、契約を締結した修繕業者に発注します。

緊急小修繕業者名簿に登録を希望される方は、この募集案内及び公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る業者登録（公募式）要領（以下「登録要領」という。）に基づいて申請してください。

なお、緊急小修繕業者名簿に登録の上、契約を締結した場合でも必ず発注するとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※これまで各課室で行っていた契約業務については、令和3年度以降すべて施設管理課で行っています。

令和7年2月14日

公立大学法人和歌山県立医科大学

1 修繕場所及び業種

修繕場所	業種
【附属病院・医学部】 (1) 和歌山県立医科大学(紀三井寺)構内の施設（附属病院、体育館、託児施設等含む。） 和歌山市紀三井寺8-1-1番地1 (2) 和歌山県立医科大学附属病院看護師宿舎リバーサイドハイツはまゆう 和歌山市和歌川町1番13号 (3) その他関連施設	建築工事業 土木工事業 電気工事業 管工事業 防水工事業 内装仕上工事業 機械器具設置工事業 電気通信工事業
【保健看護学部】 (1) 和歌山県立医科大学保健看護学部構内の施設 和歌山市三葛5-8-0番地 (2) その他関連施設	建具工事業 消防施設工事業
【薬学部】 (1) 和歌山県立医科大学薬学部構内の施設 和歌山市七番丁2-5-1 (2) その他関連施設	
【紀北分院】 (1) 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院構内の施設 伊都郡かつらぎ町妙寺2-1-9番地 (2) その他関連施設	

2 登録要件

登録を希望する者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和 62 年 12 月 21 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けていない者であること。
- (8) 登録要領第 9 条の規定により、登録を取り消された者は、当該取り消された日から 2 年を経過した者であること。
- (9) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格で緊急小修繕登録希望業種の資格認定を受けている者であること。
- (10) 次表の修繕場所ごとに定めた営業所要件を満たしている者であること。

修繕場所	営業所要件
附属病院・医学部 保健看護学部 薬学部	和歌山市内又は海南市内に本店、支店若しくは営業所を有する者であること。
紀北分院	橋本市内又は伊都郡内に本店、支店若しくは営業所を有する者であること。

- (11) 休日・平日を問わず、24 時間修繕対応が可能な者であること。
- (12) 登録を希望する業種において過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日から登録申請日までの期間）に、官公庁施設又は病院・診療所（病床を有するものに限る。）の修繕又は工事を完成した実績を有する者であること。
- (13) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、過失により修繕を粗雑にしたと認められる者でないこと。
- (14) 登録を希望する年度の前年度における緊急小修繕の実施にあたり、契約に違反するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

3 提出書類

- (1) 緊急小修繕業者登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 工事履歴書（別記第2号様式）
- (3) 業務管理体制表（別記第3号様式）
- (4) 使用印鑑届（別記第4号様式）
- (5) 誓約書（別記第5号様式）
- (6) 登録希望業種に係る和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し
- (7) 所在地見取図（別記第6号様式）

※本店以外は、和歌山県県土整備部に提出した「建設業許可申請書」、「営業所一覧表（新規許可等又は更新）」の写し

※ 様式データ（Excel版）が必要な方は、「9 問い合わせ先」のメールアドレスまで、件名に「緊急小修繕業者登録申請書必要」と記入の上、メール送信してください。様式データ（Excel版）を添付して返信します。

4 提出期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月7日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間は午前9時から午後5時30分まで

5 提出先

次のいずれかへ持参してください。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局施設管理課
和歌山市紀三井寺811番地1
電話 073-441-0760
- (2) 公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局附属病院紀北分院事務室
伊都郡かつらぎ町妙寺219番地
電話 0736-22-8361

6 登録審査の結果通知

申請者には、登録審査の結果を文書により通知します。

7 登録日及び登録の有効期間

登録日：令和7年4月1日

登録の有効期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

8 契約及び発注

契約及び発注手続については、登録業者に別途通知します。

9 問い合わせ先

公立大学法人和歌山県立医科大学 事務局施設管理課

担当 則岡

〒641-8509 和歌山市紀三井寺811番地1

電話：073-441-0760

Fax：073-441-0763

E-mail：noriokat@wakayama-med.ac.jp

緊急小修繕業者登録申請書

令和 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申請者 郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

社印

代表者印

上記所在地が、営業所要件に該当しない場合は、要件に該当する営業所等を記入

郵便番号
所在地
商号又は名称
電話番号
FAX番号

公立大学法人和歌山県立医科大学緊急小修繕に係る緊急小修繕業者名簿への登録を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

緊急小修繕の登録希望場所及び登録希望業種(登録希望場所ごとに登録希望業種に○をして下さい。)

登録希望場所	登録希望業種	新規・継続の別
附属病院・医学部	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続
保健看護学部	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続
薬学部	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続
紀北分院	・建築 ・土木 ・電気 ・管 ・防水 ・内装 ・機械器具 ・電通 ・建具 ・消防	新規 ・ 継続

※令和6年度に緊急小修繕に係る契約を締結している方は継続へ○をして下さい。

記入担当者	所属	電話	
	氏名		

受付

別記第3号様式(第4条関係)

業 務 管 理 体 制 表		
(ふりがな)		
1	本店又は支店等の 商号又は名称	
2	上記に係る代表者 等 職 氏 名	
3	建設業許可	許可番号 許可業種
4	住 所	
5	代 表 電 話	TEL FAX
6	資本金(法人のみ)	千円
7	従 業 員 数	名
8	営 業 時 間	
9	休 日	
10	工事責任者氏名	主 副
11	経理責任者氏名	主 副
12	営業時間内の 連 絡 先	TEL
13	夜間・休日対応時の 連 絡 先	連絡先(氏名)
		TEL
		連絡先(氏名)
		TEL
		連絡先(氏名)
		TEL
備考		

3 建設業許可欄には、登録希望業種を全て記載してください。

10 工事責任者氏名欄には、修繕施工時に対応される方の氏名を記載してください。

11 経理責任者氏名欄には、修繕代金請求事務等の担当者氏名を記載してください。

使用印鑑届

令和 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



下記の印鑑を見積り、契約の締結、代金の請求及び代金の受領等のために使用しますのでお届けします。

※申請者の社印・代表者印(個人事業者や法人事業者で社印がない場合は、代表者印のみでも可)

社 印(角 印)	代表取締役等が営業に使用する印

誓 約 書

今般公立大学法人和歌山県立医科大学の緊急小修繕に参加すべく登録申請書を提出しましたが、登録することが決定しました場合は、貴大学における緊急小修繕に係る諸規定を厳守いたします。もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において修繕工事のやり直し、補償その他一切の責任をとることはもちろん、登録の取消しを受けましても何等異存ありません。

以上誓約いたします。

令和 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

社 印

代表
者印

記

- 1 緊急小修繕の発注及び見積依頼された場合において、正当な理由がなく、当該発注及び見積提出を拒否したとき。
- 2 見積依頼において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 3 故意に修繕工事を粗雑に処理し、又は修繕工事の履行に関し不正の行為をしたとき。
- 4 正当な理由がなく契約の履行をしなかったとき。
- 5 修繕工事の施工に際し、大学の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき
- 6 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 7 修繕工事に関し、贈賄等の刑事事件を起こしたとき。
- 8 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適當であると認められたとき。
- 9 不渡手形の発行、債権差押等経営状況が著しく悪化したとき。
- 10 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 11 天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
- 12 2号から5号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

所在地見取図

商号又は名称
代表者職氏名

本 店	
取引をしようとする支店等	

(注) 見取図は、コピーしたものを貼っても可

(注) 本店以外は、和歌山県県土整備部に提出した「建設業許可申請書」、「営業所一覧表(新規許可等又は更新)」の写しを添付すること。